

令和元年第4回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和元年 8月 2日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和元年 8月 2日(金) 9時30分宣告

会議録署名議員の氏名 11番 石田 茂春 議員 12番 高宮 陽一 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長補佐	吉田 明美
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長補佐	柳原 潔	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

議 第 59 号 隠岐の島町斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例

議 第 60 号 隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 61 号 隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 62 号 隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例

議 第 63 号 工事請負契約の締結について〔有木小学校体育館改修工事〕

議 第 64 号 工事請負契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕

議事の経過

**○議長（米澤 壽重）**

ただ今から、令和元年第4回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 会議録署名議員の指名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により11番：石田 茂春 議員、12番：高宮 陽一 議員を指名します。

**日 程 第 2. 会期決定の件**

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

### 日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 59 号「隠岐の島町斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例」から議第 64 号「工事請負契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕」までの 6 件を一括して議題といたします。

### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 6 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、令和元年第 4 回隠岐の島町臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど議長からもございましたが、昨日から本年も夏季ジェット便が就航いたしました。この夏季ジェット便でございますが、平成 18 年より就航いたしまして本年で 14 年目を迎えますが、隠岐－伊丹路線は我が隠岐諸島の観光と生活路線として重要な役割を担っており、路線を維持し続けることや利用しやすい路線にすること、更には、将来の羽田直行便を実現することは我々の責務と考えるところでございます。そのためにも、年間を通じた搭乗率の向上と本年は 75% を目標に取り組む夏季ジェット便の目標達成をすることは、今後の取り組みの糧とも成るべきものでもあり、議員の皆様には搭乗率の向上にむけ更なるお力添えをお願い申し上げるところでございます。

結びとなりますが、本議会には条例の一部改正、工事請負契約の締結など 6 件の議案を提案させていただいておりますが、慎重審議をお願いし招集にあたってのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議第 59 号の「隠岐の島町斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例」についてであります。令和元年 10 月 1 日に消費税率が現行の 8% から 10% に改定されることに伴い、関連する町条例 49 件の使用料等を改正するものであります。

次に、議第 60 号の「隠岐の島町牛突きセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例」

についてであります。令和元年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に改定されることに伴い、料金を改正するものであります。併せて、廃止となった資料館の入館料金を削除するものであります。

次に、議第61号の「隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。令和元年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に改定されることに伴い、料金を改正するものであります。併せて、老朽等により施設への配置を取りやめた一部の用具の利用料金を削除するものであります。

次に、議第62号の「隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例」についてであります。令和元年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に改定されることに伴い、下水道使用料、計測器具使用料を改正するものであります。計測器具使用料につきましては、隠岐の島町上水道給水条例におけるメーター使用料と統一した上での改正でございます。また、本条例中に既に廃止した隠岐の島町簡易水道事業給水条例の表記がございましたので、併せて削除するものでございます。

次に、議第63号の「工事請負契約の締結について〔有木小学校体育館改修工事〕」についてであります。去る7月24日、5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 門脇工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額7,073万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第64号の「工事請負契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕」についてであります。去る7月24日、5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、入札が不調となりましたので、最低入札者の株式会社 吉崎工務店と協議し、同社と契約金額1億8,920万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、6件の議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時37分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時37分 ）

**○議長（米澤壽重）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 9時42分 )

( 本会議再開宣告 9時42分 )

## 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

始めに議第59号議案について質疑のある方はお願いします。

2番：村上 謙武 議員

### ○2番（ 村 上 謙 武 ）

商工観光課に関する条例改正案、第26条関係について質問したいと思います。

ローソク島観光遊覧船と八尾川観光遊覧船の改定後の、それぞれ使用料の金額が記載されておりますが、6月議会で私が質疑した内容とダブルののですが一般利用のところでローソク島観光遊覧船の使用料が大人3,055円、小人1,527円という風になって微妙な端数が付いているのですが、財政課長の説明では、こういった料金は10円単位で統一するといった説明があったという風に理解しておりますが、なぜここでこういった半端な料金を設定したまま条例改正をするのか、今一度、説明をしてください。

### ○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

財政課の方から改定の考え方の指示がございました。議員おっしゃるとおり現金收受のあるものについては、原則10円未満切捨てという指示もございます。もう一つ、指定管理施設の利用料金につきましては上限の改定を行うことという指示がございます。

今、ご質問のありました遊覧船につきましては、指定管理という形で運営の方を行っていただいておりますので、上限額の設定をさせていただいたということでございます。

### ○2番（ 村 上 謙 武 ）

ここに示した料金の額は上限額だという説明でしたけど、条例改正によってそういった利用料金を設定する訳ですから、指定管理者の設定額に任せるというような考えでは私自身ちょっと納得できないなという感じがしております。条例で定めた金額で料金を頂くといった方が誤解がなくていいんじゃないかという風に感じてますけど、そういう風にはしない訳ですか。

### ○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）

改正の考え方、議員おっしゃる現金收受の部分に関しては、住民の方の考慮を考えて10円未満の端数は切捨てるということを原則とはしておりますが、指定管理施設に関しては条例の中で、どの施設もそうですが指定管理する側と指定管理を受ける側で協議の上、利用料金

を決定するという事が明記されておりますので、今の上限額がそのまま利用料金という形になる訳ではございませんのでご理解いただきたいと思ひます。

**○2番（ 村 上 謙 武 ）**

終わります。

**○議長（ 米 澤 壽 重 ）**

以上で、村上 謙武議員の質疑を終わります。

他に、質疑ありますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、議第59号議案についての質疑を終わります。

次に、第60号議案について質疑ございますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、議第60号議案についての質疑を終わります。

次に、第61号議案について質疑ございますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、議第61号議案についての質疑を終わります。

次に、第62号議案について質疑ございますか。

12番：高宮 陽一 議員

**○12番（ 高 宮 陽 一 ）**

特段、質疑ということではないですが、今回の条例改正については消費税の改定に併せてということで基本的な考えは理解したところですが、よく見ますと中に「使用料」と「利用料」という言葉の使い分けがある訳です。これは何が本当かなということでもちょっと見ますと、地方自治法では「使用料」と「手数料」という表現がしている訳です。そこら辺り、当時、利用料金、使用料金ということでやっていたかも知らんけども、いつかはこれは統一して「使用料」なら使用料で一本化するということが必要ではないかという気がした点、この点についての考え方を聞きたいと思ひます。

また、要綱で定めているものがあります。これは議会の議決を得ない訳ではありますが、行政が住民の皆さんから「使用料」「手数料」を取る場合には、しっかりと条例化をやるのが当然だという風に思ひますが、多分、これも当時の流れで要綱で制定をすると、料金も制定をすると・・・そう言うことかも知れません。そこら辺りについて執行部の考え方をお伺ひしたいと思ひます。

## ○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）

高宮議員おっしゃるとおり、表記・表現の仕方が各課で違うものが見受けられることも今回、改めて指示した中で挙がってくる物を見ると違う表現があるなど気づいた部分もございました。何が正しいかということ、もう一度検討はする必要があると思いますけれど、今回消費税の改定ということでの見直しを中心にやった訳ですが、その書き方、記載の仕方、あるいは施設間で担当課によって同じような施設での料金の設定が違う部分も今回改めて分かったこともありまして、そういった部分の整理をもう一度これを機会に、金額変わるという限定ではありませんが、考え方の整理はしていきたいという風に考えております。

要綱で定めているものがあるということも実際承知はしております。なぜ、要綱だったのか、その時の背景も当然調べた上でお答えをしなければいけないと思いますけど、それも含めて、本来どういう形で規則、条例にすべきか、要綱でいいのかということも併せて、今後少し時間を掛けて整理をしたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひします。

## ○12番（ 高 宮 陽 一 ）

なかなか普段見ることないですが、この度こうして見ますとそういった所がありますので、これも整理する時期が必要かなという風に思います。

もう一点、温水プールで条例の中に利用料金を定めるのに0.8%から1.2%という表現がある訳です。これは課長の方にもちょっと調べてもらったのですが、どうも体育館とかそういったのがそういう具合になっていると。これは指定管理の中で決めますが、今回も決めておつてそれから1.2%ということになる訳ですね、現状は1.2%で決めてあるようです。

そうすると、条例で枠は決めてあるけれども、片方では金額が決めてあると、そうすると金額以上のものを徴収するようになるという様なことも思われる訳です。なぜ、このプールだけが1.2%なのかという気がしまして、ちょっと担当課の方には調べるようには言っておりますが、他にそこら辺りはあるかどうか分かりませんが、そういった経過もひっくるめて…。先ほど、村上議員もありましたが、指定管理の中で料金を決めてそれを町が承認をして、実際、実施はしていく訳ですから、別に1.2という範囲を作る必要はないのではないかなと。そうすると、指定管理の出しているところは全て、本来なら1.2%ぐらいのものを作らんと、これはおかしいかなという感じがしたものですから、これらも併せてひとつ検討いただきたいと思いますが如何でしょう。

## ○番外（ 社会教育課長 吉 田 隆 ）

高宮委員長からご指摘があった件については、常任委員会の中でお話しがあった件です。

おっしゃられたとおり、温水プールが0.8%から1.2%の設定がしてあるということで、どういう経過だったかというのは現在調べております。若干分かったのが、参考までに島根県民会館、県の条例を見ましたら同じように0.8から1.2というのが設定されておりました。県の方にもなぜこういう風になったのかというのを確認し、多分それをうまく真似したんだと思いますが、どういう経過で真似をしたのか、参考にしたのかというのも含めて確認をしていきたいと思っております。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、高宮 陽一議員の質疑を終わります。

他に、質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第62号議案についての質疑を終わります。

次に、第63号議案について質疑はございますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第63号議案についての質疑を終わります。

次に、第64号議案について質疑はございますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第64号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時54分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時54分 ）

**○議長（米澤壽重）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 9時59分 ）

（ 本会議再開宣告 9時59分 ）

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の議第59号「隠岐の島町斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例」から議第64号「工事請負契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕」までの6件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なしの声」を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なしの声」を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## **日 程 第 7. 採 決**

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 59 号「隠岐の島町斎場設置及び管理条例等の一部を改正する条例」から、議第 62 号「隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例」までの 4 件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 59 号から議第 62 号までの 4 件は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 63 号「工事請負契約の締結について〔有木小学校体育館改修工事〕」、及び議第 64 号「工事請負契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕」の 2 件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 63 号及び議第 64 号の 2 件は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

## **○議長（米澤壽重）**

以上で、本臨時会に提出された議案は全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、令和元年第4回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 10時01分 )

以 下 余 白